

令和 2 年度
税制及び執行に関する要望書
(間接税関係)

令和元年 7 月

全国間税会総連合会

令和2年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

〔理 由〕

国の令和元年度一般会計当初予算は、現下の重要な課題に的確に対応しつつ、経済再生と財政健全化の両立を実現するものとして、通常分の予算に加え、「臨時・特別の措置（約2.0兆円規模）」を講じることとし、総額で初めて100兆円を超える過去最大となる約101.5兆円の規模になった。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は前年度（約59.1兆円）に比べ約3.4兆円増加し、過去最高となる約62.5兆円と見込まれている。

また、公債発行額は前年度（約33.7兆円）に比べ約1.0兆円減少し約32.7兆円（「臨時・特別の措置額」を除く国債依存度は32.1%）と見込まれているものの、令和元年度末の公債残高見込額は約897兆円となり、国民一人当たり約713万円にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

一方、歳出面を見ると、社会保障関係費は連年増加しており、令和元年度においては、消費税増収分を活用し、児童教育・保育の無償化、低所得高齢者の介護保険料の更なる軽減強化、年金生活者支援給付金の支給などの財源（約0.7兆円）を計上したため、前年度に比べ約1.1兆円増加し約34.1兆円の規模に達しており、今後、更に増加することが見込まれている。

また、消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するため、通常分の予算に加え、「臨時・特別の措置」を講じることとし、中小企業などに関するポイント還元や、低所得・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券、更には防災・減災、国土強靭化対策などの財源（約2.0兆円）が計上された。

さらに、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支（プライマリーバランス、すなわち政策的経費（歳出総額から国債費を除いた額）を税収等（歳入総額から公債金を除いた額）で賄っているかどうかを示す指標）」は赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況にあるが、その赤字額は、前年度（約10.4兆円）に比べて、「臨時・特別の措置額」を除き約2.0兆円改善したものの、約8.4兆円もの規模になっており、2025年度の黒字化目標の実現に向けた財政の健全化が強く求められている。

このような状況を踏まえ、「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、消費税については、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられ、本年10月からは税率の10%への再引上げと、

軽減税率制度を導入するとされている。

そして、国の消費税収は増収分を含めて社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されているとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化されている。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、今次の消費税率の引上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、一連の消費税の増税により国民に多大な負担増をお願いしていることに鑑み、次に掲げる行財政改革や消費税の転嫁対策などに果敢に取り組むよう強く求める。

- (1) 政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性などを過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人事費、公共事業費などについては、徹底した歳出削減などを行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 今次の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されているものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和元年度末で約897兆円と見込まれていることから、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、2020年度から2025年度に達成時期が延期されたプライマリーバランスの黒字化目標を達成するなど、財政の健全化に積極的に取り組むこと。
- (4) 所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、本来の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者に多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の対象範囲は極力限定すること。
- (5) 今後の消費税率の引上げに伴う逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）については、既に軽減税率が適用されているものを除き、基本的には一定の低所得者を対象とする「簡素な給付措置」などで対処すること。
- (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否などの行為に対しては、引き続き、政府一丸となって監視・取締りを行うなど、違反行為に対し厳正に対処すること。

2 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、公平で合理的な制度を構築し、安定し

た税制にすべきである。

(理 由)

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

付 記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会(全間連)では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度(消費税制度)」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年4月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、本年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されることは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度が導入されることを踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度(還付制度)」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度(還付制度)又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

[軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持]

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

*本年10月から実施される軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」と

- の線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。
- ② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないこと。
- ③ 消費税の税収は、社会保障財源に使途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。
- ④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス制度(適格請求書等保存方式)が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

[逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)]

消費税率の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度(還付制度)」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

[要旨]

今次の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

(理由)

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

- イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。
- ロ 「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。
- ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。
- ニ その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

(3) 仕入税額控除

〔要 旨〕

軽減税率制度導入後の仕入税額控除の仕組みについては、軽減税率制度の導入後5年目から導入するとされている「適格請求書等保存方式」は我が国の社会経済構造に馴染まないことから、請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(理 由)

軽減税率制度の導入後5年目(令和5年10月1日)から、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であると考えられる。

したがって、軽減税率導入後の仕入税額控除の仕組みについては、令和5年10月以降も「適格請求書等保存方式」に移行することなく、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。

*「平成28年消費税改正法(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号))」附則第171条において、次の措置を講ずる旨、定められている。

消費税の軽減税率制度の導入後3年以内(令和4年9月末まで)を目途に「適格請求書等保存方式」の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

〔要 旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(理 由)

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分(卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業)ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

そのような中で軽減税率が導入されることにより、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種については、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額

計算よりも複雑になる可能性がある。

したがって、軽減税率導入による複数税率制度の下でも、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(5) 任意の中間申告

[要 旨]

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようすべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年1回だけではなく、四半期又は毎月納付が可能となるよう制度を改組すべきである。

(6) 中間申告制度の見直し

[要 旨]

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(理 由)

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げるについて検討すべきである。

* 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

- | | |
|--------------------|------|
| ①年税額が48万円を超える場合 | 年1回 |
| ②年税額が400万円を超える場合 | 年3回 |
| ③年税額が4,800万円を超える場合 | 年11回 |

(注) 地方消費税額を除く。

(7) 総額表示義務の特例措置の廃止

[要 旨]

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は令和3年3月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する総額表示に戻すべきである。

(理 由)

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は、消費税率の引上げが5%から8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなど

の事務負担に配慮する観点から、令和3年3月31日までの間の特例として導入されたものである。

したがって、現行の特例措置については、消費税率が10%に引き上げられ、令和3年3月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する税込価格を表示する総額表示義務に戻すべきである。

* 現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置の内容

表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(例:○○円(本体価格)、○○円(税抜価格)などの表示)を講じているときは、税込価格を表示することを要しない。

* 消費税率が5%まで適用されていた消費税法第63条(価格の表示)の規定

不特定かつ多数の者(消費者)に課税資産の譲渡等を行う場合において価格を表示するときは、消費税額を含めた価格を表示しなければならない。

(8) 輸出品販売場における免税制度の周知・啓発と適正化・簡素化

[要旨]

平成30年度の税制改正において、令和2年4月1日から書面による手続を撤廃し、制度の電子化が導入されることとなったことは望ましいと評価している。

については、新たに創設される電子化制度について、周知・啓発に努めるとともに、制度の更なる適正化と簡素化を行うべきである。

(理由)

(1) 免税制度の認知度向上に向けた告知・啓発活動を強化する。

新たに創設される電子化制度を含め、免税制度の内容を訪日外国人旅行者に向けて分かり易く啓発し、広く国内外に告知するとともに、免税店に対しても制度の認知向上と正しい税務手続について周知・徹底すべきである。

(2) 免税店許可の更新制を導入する。

免税店許可に有効期限(3~5年)を設けるとともに、更新に当たっては一定の講習を義務付けることについて検討すべきである。

3 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

[要旨]

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(理由)

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整(引下げ)が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあつ

て、調整が行われなかつた。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(2) 自動車燃料用の LP ガス又は LP ガス自動車等に対する課税の是正

[要 旨]

自動車燃料用の LP ガス又は LP ガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(理 由)

・石油ガス税の廃止

自動車燃料用の LP ガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。

・自動車重量税の免税措置

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LP ガス自動車には免税措置がない。

その他、法人税、固定資産税、自動車取得税、自動車税における課税のアンバランスも解消すべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

[要 旨]

平成 25 年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。

今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理 由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

4 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

〔要 旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

特に、軽減税率制度の実施に伴い、相談件数などが増加することが考えられることから、相談窓口などを充実させるべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、軽減税率制度の実施に伴い、適用税率や区分経理などに関する相談件数が増加すると考えられることから、相談窓口などの充実を図るべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

〔要 旨〕

軽減税率制度の実施に伴い、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないよう、引き続き、軽減税率制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まってくる。

したがって、引き続き、軽減税率制度の広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例などに関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 広 報

〔要 旨〕

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入され新たな制度になったことや、広く国民に関係する税制であることから、国民のより深い理解を得るために広報・周知に更に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率制度の導入により新たな税制となった消費税については、引き続き、制度の内容を広く周知するとともに、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）などについても更に広

報・周知に努めるべきである。

全国間税会総連合会では、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育

〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

全国間税会総連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租税協議の平成27年10月26日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理

〔要 旨〕

消費税率の引上げに伴い滞納増加が懸念されることから、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理 由)

消費者からの預かり金的性格を有する消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、全国間税会総連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

5 マイナンバー制度

〔要 旨〕

平成 28 年 1 月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

(理 由)

平成 28 年 1 月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動などに努めるべきである。